



2025年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2025年8月8日

上場会社名 株式会社ジェノバ 上場取引所 東
コード番号 5570 URL <https://www.jenoba.jp>
代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 戸上 敏
問合せ先責任者 (役職名) 経営企画室長 (氏名) 西田 大助 TEL 03-5209-6885
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無：有
決算説明会開催の有無：無

(百万円未満切捨て)

1. 2025年9月期第3四半期の業績 (2024年10月1日～2025年6月30日)

(1) 経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年9月期第3四半期	1,016	8.6	570	13.3	575	14.2	399	14.4
2024年9月期第3四半期	935	4.9	503	6.8	503	9.2	349	7.1

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2025年9月期第3四半期	29.79	27.08
2024年9月期第3四半期	25.39	22.50

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年9月期第3四半期	3,504	3,137	89.5
2024年9月期	3,983	3,548	89.1

(参考) 自己資本 2025年9月期第3四半期 3,137百万円 2024年9月期 3,548百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年9月期	—	0.00	—	5.00	5.00
2025年9月期	—	0.00	—	—	—
2025年9月期 (予想)	—	—	—	6.00	6.00

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無：無

3. 2025年9月期の業績予想 (2024年10月1日～2025年9月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	1,333	5.4	715	2.9	718	3.2	498	3.4	35.96

(注) 直前に公表されている業績予想からの修正の有無：無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無

② ①以外の会計方針の変更：無

③ 会計上の見積りの変更：有

④ 修正再表示：無

(注) 詳細は、添付資料P. 6「2. 四半期財務諸表及び主な注記(3) 四半期財務諸表に関する注記事項(会計上の見積りの変更に関する注記)」をご覧ください。

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

2025年9月期3Q	14,470,000株	2024年9月期	14,470,000株
------------	-------------	----------	-------------

② 期末自己株式数

2025年9月期3Q	1,607,000株	2024年9月期	607,000株
------------	------------	----------	----------

③ 期中平均株式数(四半期累計)

2025年9月期3Q	13,405,125株	2024年9月期3Q	13,749,752株
------------	-------------	------------	-------------

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有(任意)

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	5
第3四半期累計期間	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(会計上の見積りの変更に関する注記)	6
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
(セグメント情報等の注記)	6
独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書	7

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間(2024年10月1日から2025年6月30日まで)におけるわが国経済は、令和の米騒動ともいわれる米の価格高騰などにもみられる想定以上の物価高が継続しており、インバウンド需要に限っては好調であるものの、依然、力強い個人消費の回復には至っていないものと思われまます。また、日銀が2025年1月24日には政策金利を0.25%から0.5%に引き上げ、次の利上げ時期を探る状況が常に続いており、雇用や所得環境の改善とのバランス等が、先行きの不透明さを残した状況のままになっています。さらには、4月に発令されたいわゆる「トランプ関税」においては、大きな混乱を極める局面とやや落ち着きを取り戻す局面とで、各国の関税交渉の思惑と内容が大きく揺れ動いており、第3四半期末後の7月には、対象相手国に順次書簡を送り、10~70%の関税率で幅広い水準に及ぶと示し、各国もその対応に追われ、わが国においても予断を許さない状況が続いていくものと思われておりましたが、参院選後に日米関税協議の後に15%で合意に至り、その合意を受けて、マクロ環境へのアゲンストの要因の一つ落ち着くと考えられる中、日銀は、企業行動次第では年内に利上げできる環境が整う可能性があるとの見方を始めています。

衛星測位分野のビジネス環境は、引き続き主要分野での利用ニーズが強いことには変わりなく、利用用途の多様化も時間の経過とともにますます進んでおり、その一例として、B to B to Cでの利用実績も出始めるなど、着実にすそ野が拡大しています。さらには、令和の米騒動によりわが国の農業政策に注目が集まり、省人化対策・自動化ニーズが高まる中、当社のサービスの利用期待がますます高まっています。

また、政府主導で官民による社会実装に向けた約10年の「デジタルライフライン全国総合整備計画」においても、高精度位置情報が必要とされる領域は幅広く、第2期デジタルライフライン全国総合整備実現会議の第1回会議が2024年9月、第2回会議が2025年6月に、ドローン航路普及戦略ワーキンググループの第1回会議が2024年11月、第2回会議が2025年5月に、インフラ管理DX普及戦略ワーキンググループの第1回会議が2024年12月、第2回会議が2025年5月にそれぞれ開催されました。さらには、2025年4月に、経済産業省所管の独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に設置されたデジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)において設計された「アーキテクチャ」に関する研究開発・実証事業を「デジタルライフライン全国総合整備計画」に沿って行った国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の「産業DXのためのデジタルインフラ整備事業」の成果報告会が行われ、ドローン関連、インフラ関連、自動運転関連などの成果が報告されました。このように多様化と利用用途の拡大が進む中、そのニーズと必要性とが相まって普及段階へと進んでいます。

さらに、昨年の6月に成立したいわゆるスマート農業法が2024年10月に施行され、2025年度から5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置づけています。これにより政府主導で農政の再構築に取り組む方向性が明確になり、生産方式革新の側面から農業者又はその組織する団体を、開発供給事業の側面から農機メーカーやサービス事業者等をそれぞれ支援することが示されており、農業分野における技術対応力や人材創出の強化、スマート農業に適した農業農村整備の推進、農業農村の情報通信環境の整備まで予算(ex. スマート農業技術活用促進集中支援プログラム)として組み込まれています。ICT土木の分野と同様、自動化・省人化のニーズとも相まって、IT農業は注目度の高いビジネス領域として大きく成長が期待される分野へと変貌してきています。

このような状況下において、当社はGNSS補正情報配信サービス等を事業ドメインの中核として、当社が主力とする6分野(測量、航空測量、土地家屋調査、ICT土木、IT農業、ドローン)を中心に、政府主導の国土強靱化政策等による災害対策に関連した予算増や、災害の広域化と激甚化に対する防災の観点、さらには日本国内全域に広がる必要な土木工場のニーズに応えるべく、高精度の位置補正データを安定的かつ高品質に提供し、高付加価値のサービスとして展開するビジネスに邁進しております。

業績面では、測量分野において、各地で災害からの復旧・復興・対策に係る必要な事業や国土強靱化に向けた全国的なニーズが強く、必要な公共測量作業に準じてお客様の利用時間も順調に推移いたしました。ICT土木、IT農業分野においては、既述のとおり国策の側面が強いため、建機レンタル会社や道路会社、ゼネコン等からのニーズが強く、また、国土交通省が進める土木ICT施工に利用できる工種が広がり、中小企業のICT機器導入に向けて政府が補助金等で導入を後押ししていることも背景に、順調に契約者数の増加と利用時間の拡大につながっております。また、測量、土木、それぞれにおいても、能登半島をはじめとする北陸地方での利用件数・利用時間が大きく増加しており、災害復興における当社の責務を感じております。その他の分野として、業務提携先であるKDDI株式会社が提供する「KDDI高精度位置測位サービス(VRS-RTK)」に当社のサービスを活用いただき、愛知県長久手市にあるテーマパークにおいてそのサービスが採用されるなど、従来のB to Bだけでなく、B to B to Cの領域においても活用される事例が出てきたことで、徐々に用途の拡大が期待されます。

以上の結果、売上高は1,016,012千円(前年同期比8.6%増)となりました。売上原価はサーバーのリプレース等を行いました前年同期比微増にとどまりました。また、人件費は増加しており、利用用途の裾野拡大を見越して展示会の出展などを積極的に行ってきたことに伴う費用の計上等がありますが、前年同期に比べて第1四半期にかかる株主総会開催費用やそれに付随する費用等を低減させたことにより販売費及び一般管理費も微増にとどまり、営業利益は570,283千円(前年同期比13.3%増)となりました。営業外損益においては、市場金利の上昇が、受取

利息及び有価証券利息に影響し、営業外収益として5,910千円計上したことで、経常利益は575,693千円（前年同期比14.2%増）となりました。特別損益は無く、法人税等合計額を176,405千円計上したことで、四半期純利益は399,288千円（前年同期比14.4%増）となり、当第3四半期累計期間において、売上高、各利益ともに、過去最高となりました。

なお、セグメント別の経営成績につきましては、当社はG N S S 補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

資産総額は前事業年度末と比べて479,527千円減少し、3,504,321千円となりました。これは主に、流動資産のうち、現金及び預金が自己株式の取得等により646,749千円減少し、固定資産のうち、無形固定資産がソフトウェアの取得により58,277千円増加し、投資その他の資産が主に投資有価証券の取得により93,647千円増加したためであります。

(負債)

負債総額は前事業年度末と比べて68,591千円減少し、366,996千円となりました。これは主に、流動負債のうち、未払法人税等が64,873千円、役員退職慰労引当金が13,338千円減少したためであります。

(純資産)

純資産額は前事業年度末と比べて410,936千円減少し、3,137,324千円となりました。これは主に利益剰余金が四半期純利益の計上により399,288千円増加し、自己株式の取得により740,000千円、配当金の支払いにより69,315千円減少したためであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

業績予想については、2024年11月11日に開示いたしました「2024年9月期 決算短信[日本基準](非連結)」で公表いたしました業績予想から変更はありません。業績予想は、発表日現在において入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。なお、トランプ米大統領就任以降、いわゆる「トランプ関税」発令に端を発した世界貿易環境の変化に伴う世界各国への大幅な外部環境等の変化により、ありとあらゆる国内企業にも大きな影響を及ぼしておりますが、当社においては、現時点において直接的な影響はありません。なお、間接的な側面で、この複雑な世界経済構造の中において、当社のお客さま経由の影響が全くゼロとまで言い切れませんが、この外部環境の大幅な変化により、業績予想においてネガティブな修正を念頭に置かなければいけない状況にはなく、むしろ、わが国においては、「1. 当四半期決算に関する定性的情報(1) 経営成績に関する説明」でも述べているとおり、世の中のICT化、スマート化及び省人化等によるニーズの方が断然に強いと感じております。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,570,827	2,924,078
売掛金	108,471	110,291
商品	2,120	8,603
前払費用	17,710	20,423
その他	594	1,514
貸倒引当金	△271	△142
流動資産合計	3,699,453	3,064,768
固定資産		
有形固定資産	44,733	47,965
無形固定資産	6,233	64,511
投資その他の資産		
その他	234,131	328,026
貸倒引当金	△702	△949
投資その他の資産合計	233,429	327,076
固定資産合計	284,395	439,552
資産合計	3,983,849	3,504,321
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,771	11,926
未払費用	8,388	10,815
未払法人税等	126,104	61,231
未払消費税等	21,101	12,956
契約負債	173,062	182,528
賞与引当金	21,136	13,635
その他	12,257	22,085
流動負債合計	373,822	315,178
固定負債		
長期末払金	3,830	3,830
役員退職慰労引当金	53,600	40,262
資産除去債務	4,334	7,725
固定負債合計	61,765	51,818
負債合計	435,588	366,996
純資産の部		
株主資本		
資本金	487,750	487,750
資本剰余金	450,437	450,437
利益剰余金	2,702,546	3,032,519
自己株式	△92,779	△832,779
株主資本合計	3,547,954	3,137,927
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	307	△602
評価・換算差額等合計	307	△602
純資産合計	3,548,261	3,137,324
負債純資産合計	3,983,849	3,504,321

(2) 四半期損益計算書
(第3四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)
売上高	935,750	1,016,012
売上原価	174,990	181,017
売上総利益	760,760	834,995
販売費及び一般管理費	257,535	264,711
営業利益	503,225	570,283
営業外収益		
受取利息	25	1,106
有価証券利息	—	3,075
保険配当金	875	1,484
未払配当金除斥益	162	243
営業外収益合計	1,063	5,910
営業外費用		
為替差損	361	255
自己株式取得費用	—	245
営業外費用合計	361	500
経常利益	503,926	575,693
税引前四半期純利益	503,926	575,693
法人税、住民税及び事業税	152,420	167,582
法人税等調整額	2,437	8,823
法人税等合計	154,857	176,405
四半期純利益	349,069	399,288

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2025年2月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、普通株式1,000,000株を取得しました。この結果、当第3四半期累計期間において自己株式が740,000千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が832,779千円となっております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(資産除去債務の見積額の変更)

当第3四半期累計期間において、当社等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復実績等の新たな情報の入手に伴い、当社等の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額3,381千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、これら見積りの変更による当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)
減価償却費	31,380千円	31,140千円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当社は、G N S S 補正情報配信サービス等事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月8日

株式会社ジェノバ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 木村 ゆりか
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 雛鶴 義男
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社ジェノバの2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度の第3四半期会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2024年10月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立

場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。